



定 款

一般社団法人

愛知県医療ソーシャルワーカー協会

一般社団法人愛知県医療ソーシャルワーカー協会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人愛知県医療ソーシャルワーカー協会と称する。

第2条 (事務所)

当法人は、主たる事務所を 名古屋市 に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第3条 (目的及び事業)

当法人は、医療ソーシャルワークの発展・普及と、医療ソーシャルワーカーの知識・技術の研鑽を図り、もってすべての人々の医療と福祉の増進に寄与することを目的とする。

その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療ソーシャルワークの普及に関する事業
- (2) 医療ソーシャルワークの知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 医療ソーシャルワークの調査研究に関する事業
- (4) 医療ソーシャルワークの情報発信に関する事業
- (5) 他関係機関等と効果的な連携体制を構築する事業
- (6) 他関係機関等からの要請に基づいて実施する受託事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第4条 (公告の方法)

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第5条 (機関の設置)

当法人は、社員総会（以下、「総会」という。）及び理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 監事
- (3) 事務局

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項については理事会の決議をもって定める。

第2章 会員

第6条 (法人の会員構成)

当法人の会員構成は、正会員、準会員、賛助会員、学生会員（以下、「会員等」という。）をもって構成する。

- (1) 正会員：愛知県内の医療機関等において現に医療ソーシャルワーク業務に従事している者で第8条の定めに従い入会した者。
- (2) 準会員：愛知県内の医療機関等において過去に医療ソーシャルワーク業務に従事していた者、若しく

は、愛知県内で医療ソーシャルワークの教育、研究に携わる者（過去を含む）で、第8条の定めに従い入会した者。

(3) 賛助会員：当法人の目的及び事業に賛同する個人とし、第8条の定めに従い入会した者。

(4) 学生会員：当法人の目的及び事業に賛同する社会福祉を専攻している学生とし、第8条の定めに従い入会した者。

2 正会員及び準会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下、「一般法人法」という。）上の社員とし、正会員及び準会員以外の者は役員になり若しくは総会の構成員になることはできないものとする。

3 上記以外の必要な事項は、理事会の決議をもって定める。

第7条（会員等の義務）

当法人の会員等は、本定款を遵守し、当法人の目的の達成に務め事業の執行に積極的に活動する。

2 会員等で医療ソーシャルワーカーの業務に従事する者は、理事会において別に定める愛知県医療ソーシャルワーカー協会倫理綱領（以下、「倫理綱領」という。）を遵守し、資質及び学術の向上に努める。

第8条（入会等）

当法人の会員等の入会は、会長の入会承認により決定する。

2 入会に関する必要な事項は、理事会の決議をもって定める。

第9条（会費等）

当法人の会員等は、総会において別に定める額の入会金、会費及び臨時会費を納める義務を負う。

第10条（任意退会）

当法人の会員等は、理事会において別に定める当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第11条（除名）

当法人の会員等が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員等を除名することができる。

(1) 本定款及び第7条第2項に定める倫理綱領並びにその他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第12条（倫理綱領違反の懲戒）

当法人の会員等が、第7条第2項に定める倫理綱領に違反する行為があったと申し立てられ、理事会が懲戒相当と判断するときは懲戒処分を決定することができる。

2 懲戒処分及びその手続き並びに倫理審査会に関する事項は、理事会において別に定める倫理規定によるものとする。

第13条（退会事由）

前2条の場合のほか、当法人の会員等は、次のいずれかに該当するに至ったときに退会する。

- （1）死亡したとき。
- （2）失踪宣告を受けたとき。
- （3）後見開始又は保佐開始の当該審判が確定したとき。
- （4）入会金の納入が期日までなかったとき。
- （5）会費を滞納し、納入すべき年度が2年度に渡った年度末までに納入がなかったとき。
- （6）学生会員が年度末を迎えたとき。

第14条（除名、資格喪失等に伴う権利及び義務）

当法人の会員等が、退会（除名処分を含む）したときは、当法人に対する会員等としての権利を失い、義務を免れる。

但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。また、除名処分を受けた者の再入会はこれを認めないものとする。

第15条（抛出金品の不返還）

当法人は、当法人の会員等が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しないものとする。

第3章 総会

第16条（構成）

当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、正会員及び準会員をもって構成する。

なお、この総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

第17条（権限）

総会は、次の事項について決議することができる。

- （1）会員等の除名
- （2）理事及び監事の選任又は解任
- （3）理事及び監事の報酬等の額
- （4）計算書類等の承認
- （5）定款の変更
- （6）解散及び残余財産の処分
- （7）前各号の他、一般法人法に規定する事項又は定款で定めた事項

第18条（開催）

定時総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合には、いつでも開催することができる。

第19条（招集）

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員（正会員及び準会員）の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員（正会員及び準会員）は、理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第20条（招集手続）

総会を招集するには、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、総会の日の一週間前までに、社員（正会員及び準会員）に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会は、社員（正会員及び準会員）の全員の同意があるときは、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第21条（議長）

総会の議長は、総会において出席正会員又は準会員の中から選出する。

第22条（議決権）

総会における議決権は、正会員又は準会員1名につき1個とする。

第23条（決議）

総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員（正会員及び準会員）の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の総会の決議は、総社員（正会員及び準会員）の半数以上であって、総社員（正会員及び準会員）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - （1）会員等の除名
 - （2）役員解任（監事を解任する場合に限る。）
 - （3）定款の変更
 - （4）解散
 - （5）残余財産の帰属
 - （6）前各号の他、一般法人法に規定する事項

第24条（決議等の省略）

理事又は正会員若しくは準会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員（正会員及び準会員）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 理事が社員（正会員及び準会員）の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員（正会員及び準会員）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

第25条（議決権の代理行使）

社員（正会員及び準会員）は、当法人の正会員又は準会員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、社員（正会員及び準会員）又は代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに提出しなければ

ばならない。

第26条（総会議事録）

総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 議長及びその総会で選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

第27条（役員の数）

当法人は、次の役員を置く。

- （1）理事 3名以上19名以内
- （2）監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 会長を除く、理事のうちから理事会の決議をもって、3名以内を副会長、1名以内を事務局長とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、当法人の代表権をもつ者とする。また、副会長、事務局長は一般法人法に定める業務執行理事とする。

第28条（役員の選任）

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならないものとする。なお、監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、及びその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。なお、監事についても同様とする。

第29条（職務）

理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また会長に事故又は支障があるときは、予め理事会の決議によって定めた順序により、その業務を代理若しくは代行する。
- 4 事務局長は、当法人事務の総括を行う。
- 5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 6 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成するとともに総会に報告する。また、監事はその職務を執行するため、いつでも理事に対して事業の報告を求め、あるいは当法人の業務及び財産の状況について調査することができる。
- 7 その他の役員は、理事会において別に定める役員職務規定によるものとする。

第30条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 役員は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての職務を行う権利義務を有する。

第31条（特別職）

当法人は、特別職として顧問を若干名置くことができる。

- 2 特別職は、当法人の運営事項について会長の諮問に応じるものとし、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 特別職に関する必要な事項については理事会の決議をもって定める。

第5章 理事会

第32条（構成）

理事会は全ての理事をもって構成する。

第33条（権限）

理事会は次の職務のほか、法令及び本定款で定める職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 事業計画及び予算の決定
 - (4) 会長、副会長、事務局長、並びにその他業務執行理事の選定及び解職
- 2 前項第2号に定める職務の執行にあたって、代表理事である会長、業務執行理事である副会長、事務局長並びに理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、その職務の執行の状況を理事会に報告する。

第34条（招集）

理事会は、会長が招集する。

第35条（招集手続）

理事会を招集するには、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第36条（議長）

理事会において会長が議長となる。

第37条（決議）

理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第38条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第39条（理事会議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 ブロック

第40条（ブロック）

当法人は、愛知県内に所属する会員等をもってブロックを組織することができる。

- 2 ブロックの組織及び運営に関して必要な事項については理事会の決議をもって定める。

第7章 会計

第41条（財産の構成）

当法人の財産は次の各号に定めるものをもって構成する。

- （1） 入会金及び会費並びに臨時会費
- （2） 助成金及び補助金並びに交付金
- （3） 寄付金品
- （4） 事業にともなう収入
- （5） 受託事業にともなう収入
- （6） 資産より生ずる収入
- （7） その他の収入

第42条（事業年度）

当法人の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第43条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる各号の書類を作成し、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）損益計算書（正味財産増減計算書）
- （5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第44条（剰余金の分配の制限）

当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

第45条（定款の変更）

本定款を変更するときは、第23条第2項の決議をもって行うものとする。

第46条（解散）

当法人は、総会の決議又は法令で定められた事由により解散する。

2 前項に定める総会の決議は、第23条第2項の決議をもって行うものとする。

第47条（残余財産の帰属）

前条の定めにより清算する場合において、当法人が有する残余財産は、第23条第2項の決議をもって公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）により認定された類似の事業を目的とする公益社団法人、若しくは愛知県に贈与するものとする。

第9章 附 則

第48条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年●月●日までとする。

第49条（学術集会）

当法人は、会員等の研究発表会の一つとして、学術集会を開催する。

2 学術集会に関する事項については、理事会において別に定める学術集会規定によるものとする。

第50条（個人情報保護）

当法人は、会員等の個人情報を保護するため、理事会において別に定める個人情報保護規定を遵守するものとする。

第51条（設立時社員）

当法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりとする。

住 所 ●●
氏 名 ●●

住 所 ●●
氏 名 ●●

第52条（設立時役員）

当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 氏 名 ●●
設立時理事 氏 名 ●●
設立時理事 氏 名 ●●

設立時監事 氏 名 ●●

設立時代表理事 住 所 ●●
氏 名 ●●

第53条（設立時会員等の移行）

当法人の設立時において、当法人の前身団体である 愛知県医療ソーシャルワーカー協会の会則第5条に定める会員等で、愛知県医療ソーシャルワーカー協会の解散時において、当法人への入会移行について拒否の意思を明示した者以外は、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 愛知県医療ソーシャルワーカー協会会則第5条第1項に定める会員であった者は、当法人における入会手続及び会員登録手続を経ることなく、また入会金の支払義務を負うことなく第6条第1項第1号に定める正会員、もしくは、第2号に定める準会員とする。
- (2) 愛知県医療ソーシャルワーカー協会会則第5条第2項に定める会員であった者は、当法人における入会手続を経ることなく、また入会金の支払義務を負うことなく第6条第1項第3号に定める賛助会員、もしくは、第4号に定める学生会員とする。

第54条（設立初年度の収入金）

当法人の設立初年度の収入金は、愛知県医療ソーシャルワーカー協会の解散に伴う残余財産及び第41条に定める当法人の財産をもって充てるものとする。

第55条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。